

長野体育学会会則

昭和63年12月 4日 改正
平成 8年12月 1日 改正
平成 9年12月 7日 改正
平成14年12月14日 改正
平成19年 1月26日 改正
平成21年 1月30日 改正
平成26年 1月25日 改正
平成29年 3月 4日 改正
令和 5年 4月 1日 改正
令和 7年 4月 1日 改正

1. 総 則

第1条 本会は、長野体育学会と称する。

第2条 本会は、体育に関する科学的研究ならびにその連絡共同を促進し、体育の発展を図り、さらに体育の実践に資することを目的とする。

2. 会 員

第3条 本会は、前条の目的に賛同する以下の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：体育学あるいはこれに関連ある諸科学の研究者で、正会員により推薦された個人
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同する団体及び個人で、理事会により承認された者
- (3) 当日会員：当該年度の学会大会に限り発表しようとする者で、正会員により推薦された者

3. 組織および運営

第4条 本会の会務ならびに事業を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 10名
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹 事 2名

第5条 役員は次の手続きによって決定する。

- (1) 理事は正会員の選挙により、得票順位によって決定する。
- (2) 理事の選挙は5名連記、無記名投票とする。
- (3) 理事長は、理事の互選によって決定する。
- (4) 会長・副会長は、理事会の推薦により、総会において決定する。
- (5) 監事は理事会が正会員の中から推薦し、総会において決定する。
- (6) 幹事は理事長が正会員の中から委嘱する。

第6条 会長は必要に応じて、会長推薦理事を置くことができる。

第7条 役員は次の任務にあたる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は理事会を招集し、会務を推進する。
- (4) 理事は理事会を構成し、会務を分担する。
- (5) 監事は本会の会務を監査する。
- (6) 幹事は本会の会務を補佐し、事務処理にあたる。

第8条 役員の任期は4年とする。なお、会長・副会長・理事長は2年を一期とする。ただし、再任を妨げない。

4. 会 議

第9条 本会の会議は総会および理事会とする。

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業および収支決算報告
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 会則の改正
- (5) 会務運営上の重要事項他

第11条 総会は通常毎年1回開催し、当日の出席会員をもって構成する。

第12条 会長および理事会が必要と認めた場合、または会員の要求があつて理事会が適当と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

第13条 理事会は会長、副会長、理事、監事によって構成し、会務を処理し、本会運営の責に当たる。

第14条 理事会には各種の部局を置くことができる。なお、理事はいずれかの部局に所属する。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 編集部
- (4) 広報部
- (5) その他

第15条 理事の各部局への所属は、理事会において決定する。

第16条 各部局の業務分掌は、別に定める申し合わせによる。

第17条 総会および理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。

5. 事業

第18条 本会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究会・講演会の開催
- (3) その他、この会の目的に資する諸事業

第19条 学会大会は毎年1回以上開き、研究成果の発表を行なう。

6. 会計

第20条 本会の経費は、次の収入によって支出する。

- (1) 会員の会費
- (2) 新入会員の入会金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

第21条 会員の会費は年額正会員2,000円、賛助会員年額1口(10,000円)以上、当日会員2,000円とする。但し、新入正会員は、入会時において別に入会金1,000円を納入するものとする。

第22条 本会の会計年度は、毎年総会日より、次回総会前日までとする。

7. 会則の改正

第23条 本会の会則は、総会の議決により改正することができる。

8. 顧問

第24条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により、総会において決定される。

9. 付則

- (1) 本会の事務局は、当分の間信州大学教育学部体育学研究室におく。
- (2) 本会則は、昭和63年12月4日から実施する。
- (3) 本会則は、平成8年12月1日から実施する。
- (4) 本会則は、平成9年12月7日から実施する。
- (5) 本会則は、平成14年12月から実施する。
- (6) 付則(1)を削除する。

役員の任期は、平成19年4月1日から2年間とする。

本会則は、平成19年1月26日から実施する。

- (7) 本会則は、平成21年1月30日から実施する。
- (8) 本会則は、平成26年1月25日から実施する。
- (9) 本会則は、令和5年4月1日から実施する。
- (10) 本会則は、令和7年4月1日から実施する。